

## 小規模多機能 快杜（かいと）

# 重要事項説明書

〇〇目次〇〇

- 1 事業主体（法人の情報）
- 2 事業所の概要
- 3 事業の目的と運営方針
- 4 事業実施地域、営業時間、定員等
- 5 従業者の職種、員数及び職務の内容等
- 6 サービスの概要
- 7 サービス利用料金
- 8 利用にあたっての留意事項
- 9 非常災害時の対策
- 10 事故発生時及び緊急時の対応方法
- 11 協力医療機関等
- 12 秘密の保持と個人情報の保護
- 13 小規模多機能型居宅介護＜介護予防小規模多機能型居宅介護＞計画
- 14 居宅サービス計画＜介護予防サービス計画の作成＞の作成等
- 15 ハラスメント対策の強化
- 16 高齢者虐待防止の推進
- 17 感染症や災害への対応
- 18 苦情処理の体制
- 19 運営推進会議の概要
- 20 当事業所の概要

八王子保健生活協同組合

## ※※※ 重要事項説明書 ※※※

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている小規模多機能型居宅介護 《介護予防小規模多機能型居宅介護》 サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」第88条により準用する第9条 《「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」第64条により準用する第11条》 の規定にもとづき、小規模多機能型居宅介護 《介護予防小規模多機能型居宅介護》 サービス提供契約に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

### 1 事業主体

事業主体	八王子保健生活協同組合
法人の種類	生協法人
代表者（役職名及び氏名）	理事長 杉本 淳
法人所在地	〒193-0826 八王子市元八王子町三丁目 2872 番地の1
電話番号及びFAX番号	電話 042-661-4413 FAX 042-661-4473
設立年月日	昭和59年 12月7日
法人の理念	私たちの保健生協は、自発的な参加にもとづき、やさしさ、気づかい、思いやりを大切にして、組合員の輪を広げていきます。そして、医療の専門家などと共に協力し合い、組合員の望む保健・医療・福祉の向上に努め、お互いに安心して暮らせる地域づくりをめざしていきます。

### 2 事業所の概要

事業所の名称	小規模多機能 快杜（かいと）
事業所の管理者	氏名 小川 博史
開設年月日	平成21年 3月 1日
介護保険事業者指定番号	1392900104
事業所の所在地	〒193-0826 八王子市元八王子町二丁目 1162 番地—1
電話番号及びFAX番号	電話 042-664-1804 FAX 042-664-1824
交通の便	JR 中央線高尾駅から バス約20分
敷地概要・面積	都市計画法による第1種低層住居専用地域 敷地面積：1378.79㎡
建物概要	構造：鉄骨造2階建て（耐火建築） 延べ床面積：124.30㎡（小規模多機能事業所）+451.65㎡（小規模多機能事業所以外）
損害賠償責任保険の加入先	あいおい損害賠償株式会社
主な設備の概要	5室（定員1名） 1室あたり面積 7.43㎡以上
宿泊室	居間及び食堂の合計面積は 58.56㎡
食堂、居間	1階 身障者用トイレ1箇所 トイレ1箇所
トイレ	1階 1室（併設の通所介護と共用）
浴室	1階 1室
台所	1階 1室

### 3 事業の目的と運営方針

事業の目的と運営方針	小規模多機能 快社は介護保険法令に従い、ご本人・ご家族の望まれるご自宅での暮らしを支える為に、スタッフも含めて「なじみの家」として通いを中心に、訪問、泊まりを柔軟に組み合わせて、ご自宅での過ごし方も参考にしながらサービスを提供いたします。またなじみのある地域との繋がりも切らずにサービスを提供いたします。
------------	--

### 4 事業実施地域、営業時間、定員等

営業日及び営業時間等	営業日 1年365日 営業時間 24時間
サービス提供時間	通いサービス 基本 9:00~16:00 泊まりサービス 基本 17:00~9:00 訪問サービス 随時
通常の事業実施地域	元八王子町1~3丁目、大楽寺町、上壱分方町、弐分方町、小津町、美山町、川町、下恩方町、西寺方町、東浅川町、高尾町、初沢町、廿里町、狭間町、散田町、めじろ台、館町、四谷町、泉町、並木町、長房町、城山手、千人町、横川町
定員	登録定員29名 通いサービス定員15名 宿泊サービス定員5名

### 5 従業者の職種、員数及び職務の内容等

#### ①従業者の職種、員数及び職務内容

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務内容
管理者	1名	0名	1名	1名	事業内容調整
介護支援専門員	2名	0名	2名	1名	サービスの調整・相談業務
介護従業者	4名	9名	13名	通い定員に対し 3:1名	日常生活の援助・相談業務
看護職員	1名	0名	1名	1名	健康チェック等の医務業務

#### ② 主な職種の勤務の体制

職種	勤務体制		
管理者	昼間の体制	早番 6:45~14:45	1名
		日勤 9:00~17:00	5名
介護支援専門員 介護職員 看護職員	夜間の体制	遅出 12:00~20:00	1名
		夜勤 16:00~翌 9:00	1名
		宿直 16:00~翌 9:00	1名

### 6 サービスの概要

通いサービス	食 事	食事の提供及び食事の介助をします。身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。調理、配膳等を介護従事者とともに行うこともできます。食事サービスの利用は任意です。
	排 泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入 浴	利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。入浴サービスについては任意です。
	機能訓練	利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
	健康確認	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
	送 迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
訪問サービス	利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の援助を行います。	
泊まりサービス	事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の援助を行います。	

## 7 サービス利用料金

### ①保険給付サービス利用料金

保険給付サービス	<p>要介護度別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。</p> <p>1ヶ月ごとの包括費用（月定額）です。</p> <p>介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。</p>
	<p>月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。</p> <p>登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日</p> <p>登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日</p>

### 小規模多機能型居宅介護（1月あたり）

#### □《1割負担》

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	10,458 単位	15,370 単位	22,359 単位	24,677 単位	27,209 単位
料金（A）	113,260 円	166,457 円	242,147 円	267,251 円	294,673 円
介護保険給付金額（B）	101,934 円	149,811 円	217,932 円	240,525 円	265,205 円
利用者負担（A）－（B）	11,326 円	16,646 円	24,215 円	26,726 円	29,468 円

#### □《2割負担》

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	10,458 単位	15,370 単位	22,359 単位	24,677 単位	27,209 単位
料金（A）	113,260 円	166,457 円	242,147 円	267,251 円	294,673 円
介護保険給付金額（B）	90,608 円	133,165 円	193,717 円	213,800 円	235,738 円
利用者負担（A）－（B）	22,652 円	33,292 円	48,430 円	53,451 円	58,935 円

#### □《3割負担》

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	10,458 単位	15,370 単位	22,359 単位	24,677 単位	27,209 単位
料金（A）	113,260 円	166,457 円	242,147 円	267,251 円	294,673 円
介護保険給付金額（B）	79,282 円	116,519 円	169,502 円	187,075 円	206,271 円
利用者負担（A）－（B）	33,978 円	49,938 円	72,645 円	80,176 円	88,402 円

### 《介護予防小規模多機能型居宅介護（1月あたり）》

#### □《1割負担》

介護度	要支援1	要支援2
単位数	3,450 単位	6,972 単位
料金（A）	37,363 円	75,506 円
介護保険給付金額（B）	33,626 円	67,955 円
利用者負担（A）－（B）	3,737 円	7,551 円

- ※ 地域区分 3級地 1単位あたり 10.83 円
- ※ ご利用料金には別途消費税がかかります

初期加算（1日あたり）（対象者のみ）

事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の利用者負担があります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

初期加算単位数	30 単
料金（A）	324 円
介護保険給付金額（B）	291 円
利用者負担（A）－（B）	33 円

小規模多機能型看護職員配置加算Ⅰ（全利用者）

常勤の正看護師を配置していること

小規模多機能型看護職員配置加算Ⅰ	900 単
料金（A）	9,747 円
介護保険給付金額（B）	8,772 円
利用者負担（A）－（B）	975 円

訪問体制強化加算（\*）（全利用者）

訪問担当の常勤職員を2名以上配置し、延べ訪問回数が1月あたり200回以上であること。

訪問体制強化加算	1,000 単
料金（A）	10,830 円
介護保険給付金額（B）	9,747 円
利用者負担（A）－（B）	1,083 円

サービス提供体制加算Ⅰ（\*）（全利用者）

• 以下のいずれかに該当すること

介護福祉士を70%配置されていること。

勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されていること。

小規模多機能型サービス提供体制加算Ⅰ	750 単
料金（A）	8,122 円
介護保険給付金額（B）	7,309 円
利用者負担（A）－（B）	813 円

サービス提供体制加算Ⅱ（\*）（全利用者）

介護福祉士を50%配置されていること。

小規模多機能型サービス提供体制加算Ⅱ	640 単
料金（A）	6,931 円
介護保険給付金額（B）	6,237 円
利用者負担（A）－（B）	694 円

サービス提供体制加算Ⅲ（\*）（全利用者）

• 以下のいずれかに該当すること

介護福祉士を40%配置されていること。

常勤職員が60%以上

勤続7年以上の者が30%以上

小規模多機能型サービス提供体制加算Ⅲ	350 単
料金（A）	3,790 円
介護保険給付金額（B）	3,411 円
利用者負担（A）－（B）	379 円

**科学的介護推進体制加算**

①入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。

②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。

科学的介護推進体制加算	40 単位
料金 (A)	433 円
介護保険給付金額 (B)	389 円
利用者負担 (A) - (B)	44 円

**総合マネジメント体制強化加算 I (\*)(全利用者)**

(1) 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員(計画作成責任者)や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。

(2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。

(3) 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。

(4) 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

(5) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。

総合マネジメント体制強化加算 I	1,200 単位
料金 (A)	12,996 円
介護保険給付金額 (B)	11,696 円
利用者負担 (A) - (B)	1,300 円

**総合マネジメント体制強化加算 II (\*)(全利用者)**

(1) 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員(計画作成責任者)や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。

(2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。

総合マネジメント体制強化加算 II	800 単位
料金 (A)	8,664 円
介護保険給付金額 (B)	7,797 円
利用者負担 (A) - (B)	867 円

**若年性認知症利用者受入加算 (\*)(対象者のみ)**

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

若年性認知症利用者受入れ加算	800 単位
料金 (A)	8,664 円
介護保険給付金額 (B)	7,797 円
利用者負担 (A) - (B)	867 円

**若年性認知症利用者受入加算 (予防) (\*)(対象者のみ)**

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

若年性認知症利用者受入れ加算	450 単位
料金 (A)	4,873 円
介護保険給付金額 (B)	4,385 円
利用者負担 (A) - (B)	488 円

□認知症加算（Ⅰ）（対象者のみ）

- ・ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置
- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- ・ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催
- ・ 認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- ・ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

認知症加算（Ⅰ）	920 単位
料金（A）	9,963 円
介護保険給付金額（B）	8,966 円
利用者負担（A）－（B）	997 円

□認知症加算（Ⅱ）（対象者のみ）

- ・ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置
- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- ・ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催

認知症加算（Ⅱ）	890 単位
料金（A）	9,638 円
介護保険給付金額（B）	8,674 円
利用者負担（A）－（B）	964 円

□認知症加算（Ⅲ）（対象者のみ）

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合

認知症加算（Ⅲ）	760 単位
料金（A）	8,230 円
介護保険給付金額（B）	7,407 円
利用者負担（A）－（B）	823 円

□認知症加算（Ⅳ）（対象者のみ）

要介護状態区分が要介護 2 である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合

認知症加算（Ⅳ）	460 単位
料金（A）	4,981 円
介護保険給付金額（B）	4,482 円
利用者負担（A）－（B）	499 円

□栄養スクリーニング加算（対象者のみ）

利用者に対し、利用開始時及び利用中 6 か月毎に栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。

5 単位/回※ 6 ヶ月に 1 回を限度とする

□看取り連携体制加算（1 日あたり。死亡日から死亡日前 30 日以下まで）（対象者のみ）

看取り連携体制加算	64 単位
料金（A）	693 円
介護保険給付金額（B）	623 円
利用者負担（A）－（B）	70 円

小規模多機能型処遇改善加算 I (\*)(全利用者)

介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	1,168 単位	1,693 単位	2,212 単位	2,944 単位	3,985 単位	4,330 単位	4,708 単位
料金 (A)	12,649 円	18,335 円	23,955 円	31,883 円	43,157 円	46,893 円	50,987 円
介護保険 給付金額 (B)	11,384 円	16,501 円	21,559 円	28,694 円	38,841 円	42,203 円	45,888 円
利用者負担 (A) - (B)	1,265 円	1,834 円	2,396 円	3,189 円	4,316 円	4,690 円	5,099 円

(注) 取得加算によって変動があります。

\* 上記処遇改善加算は令和 6 年 6 月 1 日より改定になります。

独自加算 1 (I)(全利用者)

週に 1 回 2 時間以上、専ら機能訓練にあたる職員（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）の配置又は連携により、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成及びこれに基づいたサービスを行っている事業所を評価する。

独自加算 1 (I)	200 単位
料金 (A)	2,166 円
介護保険給付金額 (B)	1,949 円
利用者負担 (A) - (B)	217 円

独自加算 2 (対象者のみ)

① 要介護状態区分が要介護 1 である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの。\* 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの」とは、日常生活自立度のランク II に該当する者を指すものとする。

② 独自加算 1 (I) を算定している事業所の利用者で介護度が改善した利用者。\* 改善後 6 か月を最長とする。

独自加算 2	300 単位
料金 (A)	3249 円
介護保険給付金額 (B)	2924 円
利用者負担 (A) - (B)	325 円

独自加算 3 (全利用者)

① 算定月の月末において、「地域の町会・自治会に加入」及び「ピーポくんの家 (こども 110 番) に登録」している。

② 地域の住民 (登録者を除く。) と交流するための取組みを行っていること。

独自加算 3	300 単位
料金 (A)	3249 円
介護保険給付金額 (B)	2924 円
利用者負担 (A) - (B)	325 円

(\* ) 印は区分支給限度基準額外になります。

〔業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入〕感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

減算名	単位数	算定要件
業務継続計画未実施減算	所定単位数の1.0%を減算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること</li> <li>・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること</li> </ul> <p>※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。</p>

〔高齢者虐待防止の推進〕利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

減算名	単位数	算定要件
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算	<p>虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</li> <li>・虐待の防止のための指針を整備すること。</li> <li>・従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</li> <li>・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</li> </ul>

〔身体的拘束等の適正化の推進〕身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア：短期入所系サービス、多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務づける。また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。

イ：訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務づける。

減算名	単位数	算定要件
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1.0%を減算	<p>身体拘束等の適正化を図るため、以下の装置が講じられていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業員に周知徹底を図ること。</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること</li> <li>・介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること</li> </ul>

## ②その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

食事の提供に要する費用	朝食 450 円 昼食 800 円 夕食 700 円
紙パンツ・おむつ代	1 枚 220 円
パット代	1 枚 110 円
宿泊に要する費用	1 泊 3200 円
レクリエーション活動費	ご利用者の任意参加です。材料費等の実費がかかります。

## ③利用料金の支払い方法

利用料、その他の費用の請求	利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日前後にご利用者あてにお届けします。
利用料、その他の費用の支払い	<p>①料金のお支払方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お支払方法は原則口座振替とさせていただきます。(毎月 27 日が引き落とし日となります。)</li> <li>他のお支払希望がご希望な場合にはご相談下さい。</li> </ul> <p>②ご利用料金の滞納</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご利用料金が 2 ヶ月滞納し、ご請求にかかわらずお支払頂けない場合にはサービスを中止させて頂くことがあります。</li> </ul>

## 8 利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
サービス提供中	気分が悪くなったときは、速やかに申し出てください。
食 事	食事サービスの利用は任意です。お弁当をご持参いただくことも可能です。その場合は、あらかじめ事業所に申し出てください。
入 浴	入浴サービスについては任意です。 入浴時間帯：通いサービス 9時から 16 時 希望によっては、上記の時間以外にも入浴可能です。
送 迎	決められた時間に遅れると送迎できない場合があります。
訪 問	訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。 医療行為 利用者の家族に対する訪問介護サービス 飲酒及び利用者又はその家族等の同意なしに行う喫煙 利用者又はその家族等からの金銭又は物品の授受 利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 利用者又はその家族等に行う迷惑行為
宿 泊	急な利用希望はできるだけ対応いたしますが、宿泊室の定員を超える場合は、利用できないことがあります。 他の利用者の希望もありますので、調整させていただくことがあります。
設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また無断で他の利用者の宿泊室に立ち入らないようにしてください。
飲酒、喫煙	飲酒はご遠慮ください。 喫煙は決められた場所でしてください。
所持品の持ち込み	高価な貴重品や大金はこちらで管理できません。
動物の持ち込み	ペットの持ち込みはお断りいたします。
宗教活動、政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

## 9 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。 また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。
防犯防火設備 避難設備等の概要	自動火災報知機、消火器等消防法による設備を設置しています。

## 10 事故発生時及び緊急時の対応方法

事故発生時の対応方法	<p>当事業所が利用者に対して行う小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》の提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>また、当事業所が利用者に対して行った小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。</p> <p>事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。</p>
利用者の病状急変等の 緊急時対応方法	<p>小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》の提供中に、利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、利用者の家族に速やかに連絡させていただきます。病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することはあります。</p>

## 11 協力医療機関等

協力医療機関	城山病院
	八王子市元八王子町三丁目 2872-1
	健友クリニック
	八王子市大楽寺町 408
	アイデンタルクリニック
	八王子市別所 1-3-15A, Iビル1F

## 12 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
従業者に対する秘密の保持について	就業規則にて従業者は、サービス提供をするうえで知り得た秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。
個人情報の内容訂正および使用停止について	個人情報とは、氏名・住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。また当事業所が保有する個人情報が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・使用停止を求めることができます。
個人情報の保護について	事業所は、利用者から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても同様です。 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
個人情報の使用とその目的について	個人情報は、本来のサービス目的の範囲を超えて利用いたしません。ただしサービス提供のために使用する他、事業所の運営、教育・研修、行政命令の遵守、医療・介護・福祉施設との連携等のために個人情報を使用することがあります。
個人情報使用の同意について	個人情報使用とその目的について十分に説明を受けた上で、お申し出が無いものについては、同意して頂けたものとして取り扱わせていただきます。これらのお申し出は、いつでも撤回・変更等を行うことが可能です。不明な点など、お気軽にお申し出ください。

## 13 小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》計画

小規模多機能型居宅介護計画《介護予防小規模多機能型居宅介護計画》について	<p><u>小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》</u>サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。</p> <p>事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議のうえで<u>小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》計画</u>を定め、また、その実施状況を評価します。</p> <p>計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上、交付します。</p>
--------------------------------------	---

## 14 居宅サービス計画《介護予防サービス計画》の作成等

居宅サービス計画《介護予防サービス計画》の作成について	<p>事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の状況に合わせて適切に居宅サービス《介護予防サービス》を提供するために、利用者の解決すべき課題の把握《支援すべき総合的な課題の把握》（アセスメント）やサービス担当者会議等を行い、<u>居宅サービス計画《介護予防サービス計画》</u>（ケアプラン）を作成します。</p> <p>計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。</p>
-----------------------------	---

### 15 ハラスメント対策の強化

事業者は適切な小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、利用者やその家族等から受けるものや職場内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行います。

### 16 高齢者虐待防止の推進

1. 事業者は利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、適切に実施するための担当者を置き、次に掲げる措置を講じます。
  - (1) 事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - (2) 事業者における虐待の防止のための指針を整備します。
  - (3) 事業者において、従業者に対して、虐待の防止を図るための研修を定期的実施します。
2. 上記第1項は、3年間の経過措置期間を設け、令和6年3月31日までに実施します。

### 17 感染症や災害への対応

1. 事業者は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
2. 事業者は感染症の予防及びまん延防止を図る観点から、次に掲げる措置を講じます。
  - (1) 感染症の予防及びまん延等に関する対策を検討する委員会を定期的開催します。
  - (2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための、指針の整備を図ります。
  - (3) 事業者において、感染症の予防及びまん延防止のための、研修及び訓練を定期的実施します。
3. 上記第1項および第2項は、3年間の経過措置期間を設け、令和6年3月31日までに実施します。

### 18 苦情処理の体制

苦情処理の体制 及び手順	<p>苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)</p> <p>苦情又は相談については、事業所として苦情相談の内容・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組み」を行います。</p>
事業所苦情 相談窓口	<p>担当者 管理者 小川 博史                      連絡先 042-664-1804</p> <p>また、苦情受付箱を事業所受付に設置しています。</p>
事業所外苦情 相談窓口	<p>八王子市役所 高齢者福祉課相談担当 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号 電話 042-626-3111 (代表)    042-620-7420 (直通)</p> <p>東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導係介護相談窓口担当 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階 電話 03-6238-0177</p>

## 19 運営推進会議の概要

運営推進会議の目的	小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》に関して、通いサービス、泊まりサービス、訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。より地域に開かれた事業所を目指します。	
委員の構成	利用者代表 元八王子町会会長 元八王子町老人会会長 地域包括支援センター職員等	利用者の家族代表 元八王子町民生委員 介護サービス事業所
開催時期	おおむね2ヶ月に1回開催します。	

## 20 当事業所の概要

名称と法人種別	名称：八王子保健生活協同組合 法人種別：生活協同組合
代表者名	理事長 杉本 淳
法人所在地	東京都八王子市元八王子町3丁目2872番地1 電話番号：042(661)4413 FAX：042(661)4473
担当事業所以外の事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城山病院（介護療養型医療施設）</li> <li>・城山病院通所リハビリ結生</li> <li>・城山病院訪問リハビリ結生</li> <li>・はちせい健友クリニック</li> <li>・城山介護サービス（訪問介護）</li> <li>・城山訪問看護ステーション</li> <li>・指定居宅介護支援事業所たかお</li> <li>・指定居宅介護支援事業所だいらく</li> <li>・八王子市地域包括支援センター高尾（八王子市受託事業）</li> <li>・八王子市地域包括支援センター元八王子（八王子市受託事業）</li> <li>・指定通所介護事業所 いきいきラウンジ爽社</li> <li>・地域密着型通所介護事業所 いきいきラウンジ栄社</li> <li>・小規模多機能 快社</li> <li>・サテライト 悠社</li> <li>・城山みなみ訪問看護ステーション</li> <li>・福祉用具サービス こもれび</li> <li>・シルバーふらっと相談室館が丘（八王子市受託事業）</li> <li>・城山介護 24 時間サービス（定期巡回）</li> <li>・城山介護 24 時間サービスサテライトめじろ台</li> </ul> 以上、八王子市内に 19ヶ所

この重要事項説明書の説明年月日	令和      年      月      日
-----------------	-------------------------

上記の内容について「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」第 88 条により準用する第 9 条 ≪「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」第 64 条により準用する第 11 条≫ の規定にもとづき、利用者に説明を行いました。

事業者所在地	東京都八王子市元八王子町二丁目 1162-1
事業者法人名	八王子保健生活協同組合
法人代表者名	理事長      杉本 淳      印
事業所名称	小規模多機能 快杜（かいと）
説明者 氏名	小川 博史      印

私は、本説明書にもとづいて、重要事項の説明を確かに受けました。

利用者      住 所	
利用者      氏 名	
利用者の家族      住 所	
利用者の家族      氏 名	